

# 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画推進委員会設置要綱

〔平成26年5月15日〕  
市長 決 裁

(設置)

第1条 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画（以下「行動計画」という。）の円滑な推進を図るため、秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行動計画に係る施策の進行管理に関すること。
- (2) 行動計画に係る施策の評価等に関すること。
- (3) 評価等を踏まえた新たな施策の提案に関すること。
- (4) 行動計画の変更に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、行動計画の円滑な推進のため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 推進委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市民団体および関係団体
- (3) 学識経験者および有識者
- (4) 秋田市福祉保健部次長兼連携推進官
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、この要綱の施行の日以後の最初の任期については平成29年3月31日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 推進委員会に、委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、委員の中から互選し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、推進委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会は、市長が招集し、委員長が議長となる。

(事務局)

第7条 推進委員会の庶務を処理するため、秋田市福祉保健部長寿福祉課に事務局を置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年5月15日から施行する。